



スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」
「新入学(園)児を交通事故から守ろう」



4 月 6 日(水)～15 日(金)の 10 日間
は「春の全国交通安全運動」です。

春の全国交通安全運動を実施

6 日
15 日

●ルールとマナーを 正しく守りましょう

今回のスローガンは「安全は 心と時間の ゆとりから」と「新入学(園)児を交通事故から守ろう」。子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本に、①自転車の安全利用の推進 ②シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を重点項目として運動を展開します。家庭・職場・地域で交通安全防止に取り組み、正しい交通ルールとマナーを守りましょう。

担当。生活安全課交通防犯

本人確認にご協力を

4 月から 市民課窓口



市民課の窓口に提示されたお願い

虚偽の被害未然に防ぎます 各種届け出・申請時に

4 月から市では、市民課窓口で各種届け出や申請をされる際、氏名等が記載された書面の提示を求める本人確認を充実させます。これは、本人になりすまして虚偽の届け出による被害を未然に防ぎ、「戸籍」住民基本台帳」に記載された個人情報保護を図るためのもので、すでに一部の届け出や証明書の請求について実施していますが、住民票の請求などについて本人確認の範囲を拡大します。各種届け出や申請の際には、運転免許証やパスポート、住民基本台帳カード、健康保険証など本人であることが確認できる書面をご持参ください。

●対象となる届出等

- ① 証明書の請求 住民票に関する証明書・閲覧。戸籍の全部(一部)事項証明。戸籍の附表の写し。身分証明書。その他戸籍に関する証明書
- ② 戸籍の届
- ③ 住民異動届。

担当。市民課窓口担当。

4 月中に請求手続きを

特別障害給付金

制度がスタート

4 月から「特別障害給付金」の請求受け付けが始まります。この制度は、障害基礎年金等を受給していない障害者に給付金を支給する制度です。対象は、国民年金の任意加入対象者であった平成 3 年 3 月以前の学生と、昭和 61 年 3 月以前のサラリーマン家庭の扶養されていた配偶者で、国民年金に任意加入していないが、現在、障害基礎年金の 1・2 級相当の障害の状態にある方です。給付金支給は、請求受付の翌月からとなりますので、4 月中に市保険年金課窓口で請求手続きを。支給決定までに過去の状況確認などが数カ月必要となる場合も

ありますので、ご了承ください。給付決定すれば、請求受付月の翌月までさかのぼって支給。なお、収入や年金受給状況で支給が制限されることがあります。

市では、次のとおり心身障害者(児)に手当を支給します。受給資格は、4 月 1 日現在、市内に在住している方です。

▽対象・支給額(年額)
▼市身体障害者年金 身体障害者 1、2 級の方・1 万 2 0 0 0 円。同 3 級の方・8 0 0 0 円。同 4、5 級の方・5 0 0 0 円

▼市特別福祉年金 知的障害が重度の方・1 万 2 0 0 0 円。同 軽度の方・8 0 0 0 円。同 中度の方・8 0 0 0 円。同 重度の方・5 0 0 0 円。

心身障害者(児)に手当支給

印鑑、身体障害者手帳または療育手帳、金融機関(郵便局以外)の口座番号(本人名義)がわかるものを添付して 5 月 31 日(火)までに障害福祉課へ。すでに手当を受けている方と、去年手帳交付の際申請した方は申請不要です。

担当。同課。

はり・灸・マッサージ・指圧

●施術費助成券を交付

高齢者や寝たきりの方などの介護者に、はり・灸・マッサージ・指圧の施術費助成券を交付します。

○高齢者の助成券

▽対象 市内在住 70 歳以上(来年 3 月 31 日までに 70 歳になる方を含む) ▽助成額・枚数 助成券 1 枚につき 2 0 0 0 円・9 枚 ▽交付方法 対象者には、4 月中に交付日時・場所など

をはがきで通知。本人または家族が、印鑑と通知はがき(必要事項を記入)を持参して申請を。※券使用は、本人に限りません。

○介護者の助成券

▽対象 4 月 1 日現在、介護保険要介護度が 4 または 5 の方を在宅介護している市民(主たる介護者 1 人)

▽助成額・枚数 助成券 1 枚につき 2 0 0 0 円・9 枚 ▽交付方法 被介護者宛に 4 月中に通知。介護者が、印鑑・通知・介護保険

証を持参して申請を。※券使用は、助成券に記載されている方のみ。被介護者が 3 カ月以上、老人ホーム等に入所の場合や長期入院の場合は、交付されません。また、介護者が 70 歳以上の場合は、高齢者としての交付のみとなります。

▽高年齢福祉課高齢者支援担当。

●福祉タクシー券を交付

平成 17 年度分の福祉タクシー券(1 枚 500 円 1 カ月

●市廃棄物対策推進協議会の市民委員を公募

海老名市廃棄物対策推進協議会は、廃棄物の減量化・資源化促進などを目的に活動しています。市では、この協議会に委員として参加できる市民の方を募集します。

▽資格 市内在住 20 歳以上(公務員など公職にある方は不可)で、年数回平日に開催される会議やイベント等への出席が可能な方

▽募集人員 2 人以内 ▽任期 4 月から 1 年間 ▽

応募方法 履歴書とレポート「ごみの減量化・資源化等に対する考え方など」を 400 字程度にまとめ 4 月 15 日(金)までに資源対策課へ提出。

▽問 申 同課管理担当。

7 枚単位で年度分申請月以降分)を交付します。

▽対象者 在宅で、①身体障害者手帳を所持し、下肢・体幹・視覚の障害程度が 1・2 級または上肢・内臓の障害程度が 1 級の方

②療育手帳の A 1・A 2 を所持または児童相談所・更生相談所で IQ 35 以下と判定された方 ③精神障害者保健福祉手帳の 1・2 級を所持している方 ④特定疾患治療研究事業実施要綱による対象疾患を患い特定疾患医療証をお持ちの方。

※自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は申請できません。

▽問 4 月 1 日(金)から、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定疾患医療証、印鑑を持参のうえ障害福祉課へ。